

大 阪 湾 圏 域

広 域 処 理 場 整 備 基 本 計 画 資 料 (案)

— 環 境 編 —

平成 23 年 10 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

目 次

	ページ
第1章 環境影響評価の基本方針	1
1-1 環境影響の予測評価項目の設定	1
1-2 評価の指針の設定	2
第2章 埋立処分場に係る環境影響評価	3
2-1 埋立処分場に係る計画の変更の概要	3
2-2 埋立処分場周辺地域の環境に及ぼす影響の予測評価	4
2-2-1 水質に係る予測評価	4
2-2-2 底質に係る予測評価	4
2-2-3 大気質に係る予測評価	4
2-2-4 騒音に係る予測評価	4
2-2-5 悪臭に係る予測評価	5
2-2-6 海域生態系（海域生物）に係る予測評価	5
2-2-7 陸域生態系（鳥類）に係る予測評価	5
2-2-8 人と自然との触れ合い活動の場に係る予測評価	5
第3章 搬入施設に係る環境影響評価	6
3-1 搬入施設に係る計画の変更の概要	6
3-2 搬入施設周辺地域の環境に及ぼす影響の予測評価	8
3-2-1 大気質に係る予測評価	8
3-2-2 騒音に係る予測評価	8
3-2-3 振動に係る予測評価	9
3-2-4 悪臭に係る予測評価	9
第4章 環境保全上の措置	10
第5章 総合評価	11

第1章 環境影響評価の基本方針

1-1 環境影響の予測評価項目の設定

(1) 環境影響評価の基本的な考え方

広域処理場整備事業は、廃棄物埋立処分場の整備と受入対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理を行うものである。

広域処理場整備事業の概要は表 1-1-1 に示すとおりであり、受入対象区域から陸上輸送された廃棄物を搬入施設で受入れ、廃棄物輸送船に積み込み、海上を輸送し、埋立処分場で揚陸・場内輸送を行い、埋立処分し、土地を造成することで完結する。

表 1-1-1 広域処理場整備の概要

区 分	内 容
施設の建設	埋立処分場及び搬入施設を建設する。
廃棄物の輸送・埋立処分	受入対象区域から陸上輸送された廃棄物を搬入施設で受入れ、廃棄物輸送船に積み込み、海上輸送の後、埋立処分場において揚陸・場内輸送及び埋立処分を行う。
跡地の土地利用	廃棄物の海面埋立により造成された土地は、港湾関連用地、交通機能用地、危険物取扱施設用地及び緑地として利用する。

今回の変更計画（以下、「変更計画」という。）について、平成 22 年 3 月の大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（以下、「現計画」という。）からの変更内容は、2 期事業（神戸沖処分場、大阪沖処分場）に係る一般廃棄物、産業廃棄物の量と廃棄物の埋立完了時期を変更することであるが、受入対象区域の範囲及び各埋立場所での廃棄物埋立容量の変更はない。

そこで、現計画から変化が生じると予想される「埋立処分場での埋立処分」及び「搬入施設の利用」について、環境影響評価を行うこととした。

(2) 環境影響の予測評価項目

計画地周辺の地域特性並びに計画変更の内容を踏まえ、表 1-1-2 に示すとおり設定した。

表 1-1-2 予測評価項目の設定

環境要素	区 分	埋立処分場	搬入施設
	環境影響要因	埋立処分	搬入施設の利用
水	質	○	
底	質	○	
大 気	質	○	○
騒	音	○	○
振	動		○
悪	臭	○	○
海域生態系（海域生物）		○	
陸域生態系（鳥類）		○	
人と自然との触れ合い活動の場		○	

1-2 評価の指針の設定

評価の指針は、「現計画で予測した環境影響の程度を上回らないこと」とした。

第2章 埋立処分場に係る環境影響評価

2-1 埋立処分場に係る計画の変更の概要

(1) 埋立容量

埋立面積、埋立容量とも変更はない。

表 2-1-1 埋立処分場の埋立処分量

埋立処分場	埋立面積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)
泉大津沖埋立処分場	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	113	1,600
神戸沖埋立処分場	88	1,500
大阪沖埋立処分場	95	1,400

(2) 廃棄物の埋立完了時期

廃棄物の埋立完了時期を表 2-1-2 に示すとおり変更する。

表 2-1-2 埋立処分場の埋立完了時期

埋立処分場	現計画	変更計画
泉大津沖埋立処分場	平成元年度	平成元年度
尼崎沖埋立処分場	～平成 30 年度	～平成 30 年度
神戸沖埋立処分場	平成 13 年度	平成 13 年度
大阪沖埋立処分場	～平成 33 年度	～平成 39 年度

(3) 最大年間廃棄物処分量

変更計画における各埋立処分場の最大年間廃棄物処分量は、現計画における最大年間廃棄物処分量を下回っている。

2-2 埋立処分場周辺地域の環境に及ぼす影響の予測評価

2-2-1 水質に係る予測評価

現計画における埋立処分場の埋立処分に係る水質の予測評価は、埋立処分に伴う余水排水量が最大となる時期、すなわち、年間の廃棄物処分量が最大となる時期を対象として行っている。

変更計画における各埋立処分場での最大年間廃棄物処分量は、全ての埋立処分場で現計画での最大年間廃棄物処分量に比べて減少することから、変更計画での各埋立処分場からの余水の最大排水量は、現計画での最大排水量を下回ると考えられる。

各埋立処分場からの余水の排水濃度（SS, COD, T-N, T-P）は、現計画からの変更はない。

以上のことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う水質への影響の程度が、現計画による水質への影響の程度を上回ることはないと考えられる。

2-2-2 底質に係る予測評価

埋立処分場からの余水排水による水質の変化が、底質への影響の要因と考えられる。

水質の予測評価の結果より、変更計画による水質への影響の程度は現計画による影響の程度を上回ることはないことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う底質への影響の程度が、現計画による底質への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

2-2-3 大気質に係る予測評価

現計画における埋立処分場の埋立処分に係る大気質の予測評価は、埋立処分に伴う廃棄物輸送船、揚陸機械等の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期、すなわち、年間の廃棄物処分量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画における各埋立処分場での最大年間廃棄物処分量は、全ての埋立処分場で現計画での最大年間廃棄物処分量に比べて減少することから、変更計画での年間の廃棄物処分量が最大となる時期における廃棄物輸送船、揚陸機械等の稼働台数は、現計画でのこれらの稼働台数を下回ると考えられる。したがって、変更計画での各埋立処分場からの大気汚染物質の最大排出量は、現計画での大気汚染物質の最大排出量を下回ると考えられる。

以上のことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う大気質への影響の程度が、現計画による大気質への影響の程度を上回ることはないと考えられる。

2-2-4 騒音に係る予測評価

現計画における埋立処分場の埋立処分に係る騒音の予測評価では、埋立処分に伴う廃棄物輸送船、揚陸機械等の稼働が最大となる時期、すなわち、年間の廃棄物処分量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画における各埋立処分場での最大年間廃棄物処分量は、全ての埋立処分場で現計画での最大年間廃棄物処分量に比べて減少することから、変更計画での年間の廃棄物処分量が最大となる時期における廃棄物輸送船、揚陸機械等の稼働台数は、現計画でのそれらの稼働台数を下回ると考えられる。

以上のことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う騒音の影響の程度が、現計画による騒音の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

2-2-5 悪臭に係る予測評価

現計画における埋立処分場の埋立処分に係る悪臭の予測評価では、廃棄物の揚陸・投下量及び廃棄物による埋立進行面の面積が最大となる時期、すなわち、年間の廃棄物処分量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画における各埋立処分場での最大年間廃棄物処分量は、全ての埋立処分場で現計画での最大年間廃棄物処分量に比べて減少することから、変更計画での年間の廃棄物処分量が最大となる時期における廃棄物の揚陸・投下量及び埋立進行面の面積は、現計画での揚陸・投下量及び埋立進行面の面積を下回ると考えられる。

以上のことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う悪臭の影響の程度が、現計画による悪臭の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

2-2-6 海域生態系（海域生物）に係る予測評価

埋立処分場からの余水排水による水質及び底質の変化が、海域生態系（海域生物）への影響の要因として考えられる。

水質及び底質の予測評価の結果より、変更計画による水質及び底質への影響の程度は現計画による影響の程度を上回ることではないことから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う海域生態系（海域生物）への影響の程度が、現計画による海域生態系（海域生物）への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

2-2-7 陸域生態系（鳥類）に係る予測評価

埋立処分場の埋立処分に伴う陸域生態系（鳥類）への影響の要因としては、埋立処分に伴う大気質の変化、騒音の発生等が考えられる。

大気質、騒音等の予測評価の結果より、変更計画による大気質、騒音等の影響の程度は現計画による影響の程度を下回ると考えられることから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う陸域生態系（鳥類）への影響の程度が、現計画による陸域生態系（鳥類）への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

2-2-8 人と自然との触れ合い活動の場に係る予測評価

埋立処分場の埋立処分に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響の要因としては、埋立処分に伴う大気質、水質の変化等が考えられる。

大気質、水質等の予測評価の結果より、変更計画による大気質、水質等の影響の程度は現計画による影響の程度を下回ると考えられることから、変更計画における埋立処分場の埋立処分に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響の程度が、現計画による人と自然との触れ合い活動の場への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

第3章 搬入施設に係る環境影響評価

3-1 搬入施設に係る計画の変更の概要

(1) 受入対象区域

受入対象区域(100市59町9村(平成23年10月1日現在))の範囲についての変更はない。

(2) 受入廃棄物量

搬入施設の能力から算出した取扱可能廃棄物量は、表3-1-1に示すとおりであり、変更計画では搬入施設の規模等を変更する予定がないことから、取扱可能廃棄物量は変更計画と現計画で変更はなく、最大年間受入廃棄物量は取扱可能廃棄物量を上回ることはない。

表3-1-1 搬入施設における取扱可能廃棄物量

搬入施設	取扱可能 廃棄物量 (トン/日)	搬入施設	取扱可能 廃棄物量 (トン/日)
姫路基地	600	大阪基地	12,000
播磨基地	1,700	堺基地	9,900
神戸基地	6,700	泉大津基地	5,000
尼崎基地	12,000	和歌山基地	2,100
津名基地	110		

(3) 廃棄物輸送車両台数

最大廃棄物輸送車台数は、基地能力から算出した取扱可能廃棄物量を基に算定し、表 3-1-2 に示すとおりである。

変更計画では搬入施設の規模等を変更しないことから、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送車両台数に変更はない。

表 3-1-2 搬入施設の最大廃棄物輸送車両台数

搬入施設	最大廃棄物輸送車両台数(台/日)	搬入施設	最大廃棄物輸送車両台数(台/日)
姫路基地	87	大阪基地	1,238
播磨基地	246	堺基地	1,043
神戸基地	657	泉大津基地	556
尼崎基地	1,304	和歌山基地	239
津名基地	20		

(4) 廃棄物輸送船隻数

最大廃棄物輸送船隻数については、基地能力から算出した取扱可能廃棄物量を基に算定し、表 3-1-3 に示すとおりである。

変更計画では搬入施設の規模等を変更しないことから、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送船隻数に変更はない。

表 3-1-3 搬入施設の最大廃棄物輸送船隻数

搬入施設	最大廃棄物輸送船隻数(隻/年)	搬入施設	最大廃棄物輸送船隻数(隻/年)
姫路基地	300	大阪基地	1,800
播磨基地	300	堺基地	1,500
神戸基地	900	泉大津基地	600
尼崎基地	1,500	和歌山基地	450
津名基地	300		

3-2 搬入施設周辺地域の環境に及ぼす影響の予測評価

3-2-1 大気質に係る予測評価

(1) 一般環境大気質

現計画における搬入施設に係る一般環境大気質の予測評価では、搬入施設を利用する廃棄物輸送車の走行及び廃棄物輸送船の航行に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送車両台数及び最大廃棄物輸送船隻数に変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における搬入施設の利用に伴う大気汚染物質排出量については、現計画での大気汚染物質排出量と同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う一般環境大気質への影響の程度が、現計画による一般環境大気質への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

(2) 沿道環境大気質

現計画における搬入施設に係る沿道環境大気質の予測評価では、搬入施設を利用する廃棄物輸送車の走行に伴う大気汚染物質排出量が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送車両台数に変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における廃棄物輸送車の走行に伴う大気汚染物質排出量については、現計画での大気汚染物質排出量と同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う沿道環境大気質への影響の程度が、現計画による沿道環境大気質への影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

3-2-2 騒音に係る予測評価

(1) 施設騒音

現計画における搬入施設に係る施設騒音の予測評価では、搬入施設の利用に伴う施設等の稼働による騒音が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設内の騒音発生源（集塵機、ストックヤードルーフファン）の稼働台数及び騒音パワーレベルに変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における施設等の稼働による騒音レベルについては、現計画での施設騒音レベルと同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う施設騒音の影響の程度が、現計画による施設騒音の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

(2) 道路交通騒音

現計画における搬入施設に係る道路交通騒音の予測評価では、搬入施設の利用に伴う廃棄物輸送車の交通量が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送車両台数に変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における廃棄物輸送車の走行に伴う道路交通騒音レベルについては、現計画での道路交通騒音レベルと同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う道路交通騒音の影響の程度が、現計画による道路交通騒音の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

3-2-3 振動に係る予測評価

現計画における搬入施設に係る道路交通振動の予測評価では、搬入施設の利用に伴う廃棄物輸送車の交通量が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設を利用する最大廃棄物輸送車両台数に変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における廃棄物輸送車の走行に伴う道路交通振動レベルについては、現計画での道路交通振動レベルと同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う道路交通振動の影響の程度が、現計画による道路交通振動の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

3-2-4 悪臭に係る予測評価

現計画における悪臭に係る予測評価では、搬入施設の利用が最大となる時期、すなわち、搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期を対象として予測評価を行っている。

変更計画では、搬入施設内の悪臭発生源（集塵機、ストックヤード、投入ステージ）の箇所数及び配置に変更はないことから、変更計画での搬入施設における廃棄物取扱量が最大となる時期における施設の稼働に伴う臭気濃度については、現計画での臭気濃度と同程度と考えられる。

以上のことから、変更計画における搬入施設の利用に伴う悪臭の影響の程度が、現計画による悪臭の影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

第4章 環境保全上の措置

広域処分場の整備を行うに当たり、予め環境保全のために講じようとする施策は次のとおりである。

- (1) 搬入施設の分散配置
- (2) 適切な廃棄物の受入基準の設定
- (3) 廃棄物の適正な搬入のための検査、監視体制の整備
- (4) 搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整による搬入車両の集中の緩和
- (5) 廃棄物の種類、性状に応じた埋立処分及び水質基準に適合した排水処理の実施
- (6) 適切な護岸構造の選定

変更計画による埋立処分場及び搬入施設に係る環境影響評価によれば、周辺地域の環境に及ぼす影響の程度は現計画の実施に伴う環境影響の程度を上回ることはないものと判断される。

廃棄物処理に際しては、引き続き周辺環境への影響を低減するため、以下のとおり環境保全上の措置等を講じる。

- (1) 廃棄物輸送車からの廃棄物の飛散防止、悪臭の発生防止のための車両の覆蓋等を励行させる。
- (2) 埋立処分場における廃棄物の飛散防止のため、埋立作業面の覆土及び散水等を励行する。
- (3) 埋立処分場における浮遊ごみの流出防止のための防止膜の展張並びに埋立処分場及び搬入施設における清掃船による海面の清掃等を励行する。
- (4) 工事等による濁りの拡散を防止するため汚濁防止膜を展張する。
- (5) 埋立処分場及び周辺海域等において環境監視を実施する。
- (6) 搬入施設における粉じん飛散防止のため、積込施設を建屋構造とするほか、集じん施設の設置や搬入施設内の清掃等管理の徹底を図る。
- (7) 搬入施設内の緑化等環境美化に努める。

第5章 総合評価

今回の変更計画においては、2期事業（神戸沖処分場、大阪沖処分場）に係る一般廃棄物、産業廃棄物の量と廃棄物の埋立完了時期を変更することであるが、受入対象区域の範囲及び各埋立場所での廃棄物埋立容量の変更はなく、埋立完了時期が現計画よりも延伸することから、埋立処分場及び搬入施設の最大年間取扱廃棄物量は、現計画での取扱量を下回っている。

このため、変更計画による埋立処分場の埋立処分及び搬入施設の利用に伴う水質、底質、大気質、騒音、振動、悪臭、海域生態系（海域生物）、陸域生態系（鳥類）及び人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響の程度については、現計画による環境影響の程度を上回ることはないものと考えられる。

なお、今後、計画の実施にあたっては、環境に与える影響を可能な限り小さくするよう十分配慮し、慎重に実施するものとする。